

市民ネットワーク・のだ 通信

No.124

2018年1月

野田市議会議員

小室みえこ

野田市山崎2694 C-302

編集発行:市民ネットワーク・のだ 住所:野田市野田312 代表 鈴木真理子 Tel:7123-6981 Fax:7123-6982
http://www.shiminnetnoda.sakura.ne.jp Eメール shiminnetnoda@chorus.ocn.ne.jp

再生土の規制を加える 条例の改正が必要だと訴えた

柏廃材処理センターの 健康被害を教訓に!!

首都圏の残土の多くは千葉県に運ばれてきています。銚子市、館山市、鋸南町、市原市、木更津市などは残土の問題を抱えています。

今、残土(再生土)問題で深刻な状況となっているのは佐倉市です。再生土から発生する匂いがひどく窓を開けることも洗濯物を干すこともできないという深刻な被害が発生しています。

問題のある再生土は、一度置かれてしまうと、撤去が難しく被害が出てからでは遅いため、監視の強化が必要です。県の残土条例の改正が進む中、他人事ととらえるのではなく野田市においても条例の改正が必要だと訴えました。

再生土とは 元は建設汚泥。水分を多く含み、脱水・固化など中間処理を施し、土砂状にしたもので石灰やセメントなどの固化剤を混ぜて固めたもので埋め立て資材として利用されている。

小室 野田市内において、これまで再生土に関連する問題は発生していますか？

市長 平成28年12月に一、五〇〇㎡のセメントを含む再生土が埋め立てられ、業者に地質分析の提出を求めた事例が1件あります。結果、基準は超えていませんでした。

小室 他市における条例改正についてはどのようにみえていますか？

市長 県内において4件の再生土に関わる問題が発生するなど条例の改正は必要だと考えています。

小室 千葉県「再生土等埋立に係る行政指導指針」は、県下の自治体で適応されていますが、それ以上の規制が求められます。規制の有無、規制の内容等についての考えは？

市長 千葉県の条例改正も視野に入れ、その内容を精査しながら、千葉県の条例改正を待たずに来年6月頃を目途に改正を行っていきたいと考えています。

小室 すでに条例改正を行っている自治体では千葉県の規制以上に厳しい規制をかけています。野田市の規制はどう考えていますか？

環境部長 千葉県の条例改正の内容に加え9つの項目を規制対象とし強化を図り千葉県の規制より厳しいというところでです。

小室みえこの「コメント」

野田市は、近隣市に比べ、農地の有効活用として太陽光発電を設置する農家さんが増え、農地転用の申請件数が多い自治体です。大規模な場合は再生土を使うことも考えられます。

10月頃に環境保全課に聞いたところ、「千葉県が条例の改正を行うというので、それが出来てから整合性を持たせる必要もあり、県の条例改正を待ってから考える」という返事でした。ではそれまでの間、また千葉県の改正内容で安全が守れるのか疑問です。環境は、一度壊されると元に戻すことが困難であることは柏廃材処理センターの被害を見ればわかります。市民生活の安心を担保するためにも規制が必要だと訴えま

した。結果、来年6月議会を目途に改正すると、答弁があり待ちの姿勢から一変しました。

柏廃材処理センターの教訓とは

柏廃材処理センターの被害は、解決していません。千葉県の対応では住民を守れません。野田市が直接責任をもち、悪徳業者に付け込まれない改正が必要です。

